

登場
ページ

08

ページ

09

ページ

20

ページ

今週の専門用語



資産管理会社（事業承継税制の対象外）

事業承継税制の対象外とされている資産管理会社とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）のことである（措法70条の7②八九等）。ただし、一定の要件（3年以上商品販売等を継続・親族外従業員5人以上・事務所、店舗、工場等所有・賃借）を満たせば、資産管理会社には該当しない（措令40条の8⑥等）。



GloBE情報申告書（GIR）

グローバル・ミニマム課税の対象となる多国籍企業グループが税務当局に提出する申告書。構成企業、国・地域別の実効税率、トップアップ税額・配分、特例やセーフハーバーの適用状況等を記載し、当局がトップアップ税の納税義務の有無や税額の正確性を確認するために使う。各構成会社が所在国で提出するのが原則だが、最終親会社等が一つの国で一括提出し、当局間で必要な情報が交換されれば、進出先国での個別提出を省略できる。初年度は原則、対象会計年度終了後18か月以内に提出する。



継続企業の前提に関する重要な不確実性

監査基準の改訂により、継続企業の前提に関する評価と開示に関する経営者及び監査人の対応をより明確にするため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、独立した区分を設けてその旨を記載することとされている（令和2年3月期より適用）。加えて、経営者は継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任を有し、監査人はその検討を行う責任を有することを、経営者の責任、監査人の責任に関する記載内容にそれぞれ追加された。

編集室

◆本号で取り上げたGIR申告の実施に当たり、日本企業の親会社は、令和8年9月24日に予定される「国税システムの大規模更改」（KSKからKSK2への移行）にも注意する必要がある。◆今回の更改では、申告書等の様式の刷新（白黒化、控用の廃止）に加え、更改に伴うe-Taxの臨時メンテナンス（サービス停止時間）が発生することが予めアナウンスされている。また、e-Taxの接続先IPアドレスが、固定IPアドレスから動的IPアドレスに変更されるため、自社のアクセス制限設定等でIPアドレスを直接指定して接続している場合は、ファイアウォール等の設定をURL接続方式へと変更できるよう確認しておきたい。（Q）

週刊T&A master 第1136号

2026年8月31日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 ta@lotus21.co.jp お願いします。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい